

平成22年6月14日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成21年(ワ)第28号 生活保護変更決定取消請求控訴事件

(原審・福岡地方裁判所平成18年(ワ)第12号, 平成19年(ワ)第18号)

口頭弁論終結の日 平成22年5月10日

判 決

当事者の表示 別紙1当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 別紙2平成16年処分一覧表及び別紙3平成18年処分一覧表の「処分行政庁」欄記載の各処分行政庁が「処分の名宛人」欄記載の各被保護者に対して「処分日」欄記載の各年月日付けでした生活保護法25条2項に基づく保護変更決定のうち、上記各別紙の「金額」欄記載の各金額を減額する部分を取り消す。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要 (略称等は原判決の例による。)

- 1(1) 本件は、北九州市の住民であり生活保護を受けていた控訴人らが、厚生労働大臣の定める生活保護基準が平成16年3月25日及び平成18年3月31日に改定されて高齢加算が減額又は廃止されたことにより、自らが又は世帯主が社会福祉事務所長から生活保護法25条2項に基づく保護変更決定を受けたものであるが、同決定は憲法25条1項、生活保護法56条等に違反するとして、被控訴人に対し、その取消しを求めた事案である。
- (2) 原審は、高齢加算の減額又は廃止を含む前記(1)の保護基準の改定が違憲、違法なものであるということはいかなる理由によってもできないなどとして、控訴人らの請求をい

れも棄却した。

(3) 控訴人らは、これを不服として、控訴した。

2 事案の概要は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2章 事案の概要」に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 8頁20行目、24行目及び9頁4行目の「3760円」を「7520円」に、11行目の「3130円」を「6890円」に、18行目の「 子」を「 男」に、19行目の「3760円」を「7520円」に改める。
- (2) 83頁25行目の末尾に「。」を加え、86頁24行目の「高齢者どおし」を「高齢者どうし」に、88頁5行目の「貯蓄されて続けて」を「貯蓄され続けて」に、106頁12行目の「(ア)」を「ア」に、18行目の「(イ)」を「イ」に、110頁5行目の「基準生活」を「基準生活費」に改める。

第3 当裁判所の判断

1 生活保護制度の概要

(1) 生活保護法の目的

生活保護は、生活保護法（以下、単に「法」ともいう。）に基づいて実施される公的扶助制度であり、憲法25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするものである（法1条）。

(2) 生活保護法の基本原理

法の解釈及び運用は、以下の法の基本原理に基づいてされなければならない（法5条）。

ア すべて国民は、法の定める要件を満たす限り、法による保護（以下、単に「保護」ともいう。）を無差別平等に受けることができる（法2条）。

イ 法により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持

することができるものでなければならない（法3条）。

ウ 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべて法による保護に優先して行われるものとする。ただし、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。（法4条）

(3) 保護の種類

保護の種類としては、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助があり、これらの扶助は、現に保護を受けているとないにかかわらず、保護を必要とする状態にある者（以下「要保護者」という。法6条2項）の必要に応じ、単給又は併給として行われる（法11条）。

ア 生活扶助

生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの及び移送の範囲内において、原則として1月分以内を限度として前渡する金銭給付によって行われる（法12条、31条）。

イ 住宅扶助

住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居及び補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において、原則として金銭給付によって行われる（法14条、33条）。

ウ 医療扶助

医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、診察、薬剤又は治療材料、医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術、居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護等の範囲内において、原則として現物給付によって行われる（法15条、

34条）。

(4) 保護の基準及び程度

保護の要否は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）に基づいて判断され、要保護者の需要のうちその者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われる（法8条1項）。保護基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これをこえないものでなければならない（同条2項）。

保護は、保護基準に基づいて算定される当該世帯の最低生活費から当該世帯の収入を控除して、不足分を補う形で行われている（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。乙A2）。

(5) 生活扶助に関する基準と加算

ア 保護基準は、扶助の種類別に別表を定めて基準を設定している（保護基準別表第1から第8まで）。このうち生活扶助に関する基準（保護基準別表第1。以下「生活扶助基準」という。）は、基準生活費（第1章）と加算（第2章）に大別されている。

イ 居宅で生活する者の基準生活費は、第1類と第2類に分けられ、原則として、世帯ごとに、第1類の個人別の額を合算したものと第2類の額を合計して算出される。個人ごとに算出される第1類の額（以下「第1類費」という。）は、級地及び年齢別に定められ、第2類の額（以下「第2類費」という。）は、級地等及び世帯人員別に定められている。級地は、市町村別に1級地-1から3級地-2まで六つに区分して定められており、北九州市は1級地-2とされている（保護基準別表第9）。

第1類費は、食費、被服費等の個人単位の経費に対応するものであり、第2類費は、光熱費、家具什器等の世帯単位の経費等に対応するものとさ

れている(乙A10の4・資料1の2頁)。

ウ 平成16年3月25日付けの保護基準の改定前は、加算には、妊産婦加算、老齢加算、母子加算、障害者加算、介護施設入所者加算等があり、それぞれ該当する者について、保護基準で定められた一定額が基準生活費に加算して支給されていた。

エ 平成16年3月25日付けの保護基準の改定前の1級地-2の居宅で生活する70歳以上の者の第1類費は一人当たり3万1180円、第2類費は単身世帯で4万1560円、二世帯で4万6000円であった(乙A3。したがって、単身世帯の基準生活費は原則として7万2740円、二世帯の基準生活費は原則として10万8360円であった。)

これに対して、1級地-2の居宅で生活する者の老齢加算の額は1万7930円であったから(乙A3)、老齢加算の他に加算がない1級地-2の居宅で生活する単身世帯の被保護者において、老齢加算の額が生活扶助の支給額全体に対して占める割合は、約19.8%(小数点第2位以下四捨五入)であった。

2 前提事実

当事者間に争いのない事実に証拠(甲A1, 2, 9, 20, 21, 104, 107, 119, 173, 乙A1, 5, 6, 7, 9, 10の1から12まで, 乙A16, 17の1から3まで, 乙A19, 22, 40)及び弁論の全趣旨を総合すれば、以下の事実が認められる。

(1) 老齢加算の創設及びその後の経緯

ア 老齢加算は、昭和35年4月、70歳以上の者を対象として、前年度に開始された福祉年金(月額1000円)を収入認定するのに対応して、同額を加算するものとして創設された。この際、老齢加算は、老人の特殊な需要に対応するものとして考えられており、①観劇、雑誌、通信費等の教養費、②下衣、毛布、老眼鏡等の被服・身回り品費、③炭、ゆたんぼ、入

浴料等の保健衛生費及び④茶、菓子、果物等の嗜好品として積算されていた。(甲A-1, 2)

イ 老齢加算の額は、老齢福祉年金が増額されるのに伴ってこれと同額が増額されていた。しかし、昭和48年以降、老齢福祉年金が大幅に増額され、それまでの敬老年金的性格に代わって基礎的生活需要に対応するものという性格を強めるに至ったことから、老齢加算として老齢福祉年金と同額を加算する方式について疑問が呈されるようになった。そして、昭和50年10月から老齢福祉年金が月額7500円から1万2000円(70歳の男女平均の1類基準額の約77%)に引き上げられることになったため、厚生省(当時。以下同じ。)の中央社会福祉審議会生活保護専門分科会(以下「専門分科会」という。)は、同年9月、次の内容を含む「生活保護制度における加算の取扱いについての意見」を提示した。(甲A1, 2, 乙A22)

当分科会は、月額7500円という老齢福祉年金と同額の現行老齢加算が、一般生活費の付加的部分として生活上の老人特有の需要に見合うものであり、生活扶助基準との均衡等からみても容認しうると認識してきた。しかしながら、老齢福祉年金額1万2000円という水準は、生活保護制度における基準額と対比するとき、これが従来と同様の趣旨のものとして、理解しうものかどうか十分検討を加える必要がある。

この際、生活保護制度としては、老齢、障害者、母子の各加算額について、制度本来の立場に立って適切、かつ、合理的な算定を行うこととすべきである。

加算の額は、本来、通常の基準額の範囲でまかなうことができない老人等の特別の需要に見合うべきであり、したがって、1類基準額との間にある程度の均衡が保たれていることが望ましい。このような見

地から制度本来の趣前に即したあり方として、1類基準額の一定割合にするという方法が検討に値する。

これを受けて、厚生省において老齢加算の額の具体的な決定方式が検討されたが、作業は難航し、昭和51年1月になって、老齢加算の額は、1級地65歳以上1類基準額の男女平均額の50%とすることが決定された。(甲A1, 2)

厚生省は、昭和51年1月当時、上記加算方式の主な根拠として、①老齢加算はあくまで一般生活費の附加的部分である以上、ある程度の限度があると考えられること、②高齢者に特有の需要に見合う所要額は、1類基準額のおおむね2分の1程度と判断されること、③創設時の老齢加算額が、当時の1類基準額の約2分の1であったこと、④高齢者の特別基準を一般生活費の一定割合とする方法は、西ドイツにもその例があること(西ドイツの場合は3割)を挙げている。また、厚生省は、当時、高齢者に特有の需要として、①食料費(生鮮魚介、野菜等の中でも消化吸収がよく、ビタミン等の豊富な食品を他の年齢層より余分に摂取する必要がある。)、②光熱費(老人は小人数世帯の場合が多く、肉体的条件から暖房等のための費用を余分に必要とする。)、③被服費(寒気、湿気等に対応できるような寝具、衣料品などの費用を余分に必要とする。)、④保健衛生費(保健医療、理容衛生費としての家庭薬、栄養剤等また入浴関係などの費用を余分に必要とする。)、⑤雑費(墓参、親戚知人への訪問関係の費用、交際費また老人クラブ関係費などの教養娯楽費等を余分に必要とする。)を挙げている。(乙A9)

ウ 専門分科会は、生活保護の水準、生活扶助基準改定方式の適否等のほか、生活扶助基準における各種加算のあり方について検討を行い、昭和55年12月、「生活保護専門分科会審議状況の中間的とりまとめ」を発表した。その中では、「老令者は咀嚼力が弱いので、他の年齢層に比し消化吸

収がよく良質な食品を必要とするとともに肉体的条件から暖房費、被服費、保健衛生費等に特別な配慮を必要とし、また近隣、知人、親せき等への訪問や墓参などの社会的費用が他の年齢層に比し余分に必要となる。」「現行加算制度は福祉年金額が大幅に改善され、それが基礎的生活需要に対応するという性格を強めたため、昭和50年9月の当分科会の意見に基づき、それまでの福祉年金と同額の加算額を生活扶助の第一類基準額の一定割合とすることに改められたものである。その際、老齢、母子、障害者の特別需要を算定するに当たって、福祉年金の趣旨・給付額・家計調査等から得られる消費実態、外国の加算制度の実態等を総合的に勘案して定めたものであり、その妥当性の根拠は現在も変わっていない。又、現在利用可能な資料を用いて特別需要額を推計してみると、現行の加算額は、金額的にもそれぞれの特別需要にほぼ見合うものと考えられる。」と述べられていた。(乙A5)

エ 厚生省の中央社会福祉審議会は、昭和58年12月、「生活扶助基準及び加算のあり方について(意見具申)」を発表した。同審議会は、この意見具申において、近年における国民生活の変化及び保護基準の改善等の結果、加算額の妥当性についての再検討が必要な事態に立ち至ったとの認識のもと、専門分科会において、低所得者世帯の家計に関する各種の資料を基にして、加算対象世帯と一般世帯との消費構造を比較検討した。その結果、高齢者の特別需要としては、加齢に伴う精神的又は身体的機能の低下に対応する食費、光熱費、保健衛生費、社会的費用、介護関連費などの加算対象経費が認められているところ、その額は、おおむね現行の加算額で充たされているとの所見を得たとした。そして、老齢加算については、その実質的水準が今後とも維持できるようにすることが必要であるが、その改定に当たっては、生活扶助基準本体の場合とは異なった取扱いをするよう検討すべきであるとした。(乙A6)

上記意見具申を受けて、昭和59年4月以降、老齢加算の額は、第1類費相当の消費者物価指数の伸び率によって改定されるようになった。(乙A19)

(2) 老齢加算の見直しに関する提言等及び生活保護制度の在り方に関する専門委員会(以下「専門委員会」という。)における検討経過

ア 財務省の財政制度等審議会財政制度分科会は、平成15年6月9日、財務大臣あてに、「平成16年度予算編成の基本的考え方について」と題する建議を提出した。その中では、生活保護についての問題意識として、「受給者に一定の収入を保障するものであるが故に、保障水準やその執行状況によっては、モラルハザードが生じかねず、かえって被保護者の自立を阻害しかねないという面も指摘される。このため、制度・運営面について、……しっかりとした点検と見直しが必要である。」、「近年の物価・賃金動向等の社会経済情勢の変化を踏まえるとともに年金制度改革における給付水準の見直しとも一体的に検討すれば、生活扶助基準・加算の引下げ・廃止、各種扶助の在り方を見直し、扶助の実施についての定期的な見直し・期限の設定など制度・運営の両面にわたり多角的かつ抜本的な検討が必要である。」、「特に、原則70歳以上の高齢者に上乘せされる老齢加算(17,930円1級地-1)は福祉年金創設との関係から昭和35年に創設されたが、年金制度改革の議論と一体的に考えると、7.0歳未満受給者との公平性、高齢者の消費は加齢に伴い減少する傾向にあること等からみて、廃止に向けた検討が必要であると考えられる。」などと述べられていた。

(甲A20)

イ 厚生労働省の社会保障審議会は、平成15年6月16日、「今後の社会保障改革の方向性に関する意見」を取りまとめた。その中では、「生活保護については、他の社会保障制度との関係や雇用政策との連携などにも留意しつつ、今後、その在り方についてより専門的に検討していく必要がある。」と述べられていた。(乙A7, 10の2・資料1)

ウ 内閣は、平成15年6月27日、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」を閣議決定した。その中では、「生活保護においても、物価、賃金動向、社会経済情勢の変化、年金制度改革などとの関係を踏まえ、老齢加算等の扶助基準など制度、運営の両面にわたる見直しが必要である。」と述べられていた。(甲A21)

エ 厚生労働省の社会保障審議会は、平成15年7月28日の第6回福祉部会において、専門委員会を設置した。同部会における専門委員会の設置に関する審議の過程では、まず、社会・援護局長から、生活保護については、平成12年の社会福祉事業法改正時の附帯決議のほか、前記イ、ウのとおり、検討や見直しが必要であるという指摘がされている旨のあいさつがあった。そして、具体的な審議の概要としては、主に老齢加算の問題が議論された。(甲A119)

オ 専門委員会では、平成15年8月6日(第1回)、同年9月30日(第2回)、同年10月14日(第3回)、同年11月18日(第4回)及び同月25日(第5回)に会議が開かれた。(乙A10の1から10まで)

ア) 第1回会議においては、保護課長が、生活保護制度に関する総論的な説明の後、①まず生活保護基準の在り方について議論して、その後、自立支援等生活保護の制度・運用の在り方について議論されたいこと、②現在、低所得者の家計消費等の実態に関する調査結果の取りまとめを行っており、当面、これに基づいて、まず保護基準についての検討を始められたいこと、③保護基準について議論した結果、一定の方向が見出せれば、保護基準について先行して取りまとめることも考えられたいことなどを述べた。また、保護課長は、委員の質問を受け、全体としては平成17年度予算の概算要求の前くらいまでに取りまとめる必要がある旨述べた。(乙A10の1)

(イ) 第3回会議においては、事務局から、専門委員会の検討スケジュール案が示された。この案では、第3回会議から第6回会議（平成15年12月上旬ころ）までが「最低生活保障の体系と生活保護基準の在り方について」、第7回会議から第12回会議（平成16年6月ころ）までが「自立支援等生活保護の制度・運用の在り方について」をテーマとされ、第6回会議の議題は「中間とりまとめについて」とされている。（乙A10の5、6）

(ウ) 専門委員会での高齢加算に関する議論は、特に第4回会議以降具体化した。

第4回会議においては、事務局から、総務省統計局が平成11年に実施した全国消費実態調査によって得られた調査票を用いて、収入階層・年齢階層別に単身世帯の年間収入額を12で割った額、消費支出額及び生活扶助相当支出額等を厚生労働省がまとめた結果（以下「特別集計」という。）等が説明資料として提示された。

特別集計は、次のとおりとなっている。

（乙A10の8、乙A16、17の1から3まで）

		60歳から69歳	70歳以上
平均	収入額	18万0833円	17万5833円
	消費支出額	16万7588円	14万2714円
	生活扶助相当	11万8209円	10万7664円
第1・5分位	収入額	6万2380円	6万1555円
	消費支出額	12万1360円	9万0848円
	生活扶助相当	7万6761円	6万5843円
第1・10分位	収入額	4万3654円	4万7093円
	消費支出額	11万8790円	9万2518円
	生活扶助相当	7万9817円	6万2277円

ただし、「収入額」は年間収入額を12で割って算出した額、「生活扶助相当」は生活扶助相当支出額をいう。

(エ) 第4回会議においては、高齢加算について、委員長から「加算については、またこれ自体問題点として投げかけられておりますので、……加算も含めた御議論を年内にさせていただくことをお願いしたいと思います。」との発言があった上、前記(ウ)の説明資料等を前提として、次のような意見及びその他の意見が出された。（乙A10の7）

- ① 高齢加算は不要ではないかと思う。年をとれば消費額が結構少なくなっているというのが全国消費実態調査で明らかになった。今までの前提が必ずしも成り立っていなかった以上、長期的には減らしていくべきと思う。
- ② 全国知事会では、高齢加算についてはもう廃止していいのではないかとというのが全体的な意見である。
- ③ 高齢者の最低生活をどうとらえるのかについて、高齢者の消費の実態からすれば高齢加算は必要ないかもしれないが、相対化だけでなく、社会として容認できないような絶対的な水準があると考えれば、見方が変わるのではないか。例えば高齢者の社会参加などが加算に相当するものか、あるいは生活扶助基準に含まれるのかどうか。
- ④ 保護施設の場合、例えば高齢加算しかない人は、高齢加算だけが本人が自由に使える金銭である。人間の尊厳というか、最低生活、あるいは最低の自分の意思で生きているという一つの基準は、どの程度自分の考え、裁量で使える現金を持つかどうかということだと思う。単に消費水準が下がったから扶助基準を下げるという形ではなく、保護施設の中で生活を余儀なくされる人たちの文化生活、人間の尊厳を十分考慮に入れて加算の在り方等を決定されたい。
- ⑤ 高齢加算について、確かにそしゃくの問題に関する食料費や、暖房

費、被服費、保健衛生費等についての妥当性はないのかもしれない。しかし、社会的費用等についてはまだ相当程度の妥当性があるのではないかと、もう少しそのところをきめ細かく見る必要があると思う。場合によっては、特別需要という加算的な形での需要相当額がないとしても、社会的費用等については第1類費の中に溶け込ませるという手法も大いにあると思う。その辺りについては、もう少しきめ細かさが必要かと思う。

⑥ 70歳になったから突然需要が増えるという実感はないが、例えば長期の保護を受けていることによって、ストックがないための生活のちょっとした消耗、減価償却分が出てくるということはある。また、単身者の基準が大変低いという現状において、老齢加算はある種大きな影響があるというか、非常に助かっているという面もある。したがって、その辺も含んで老齢加算をどうするかを検討しなければならない。

⑦ 議論の仕方について、a とりあえず加算に見合うニーズがあるとした場合、例えば特別需要の従来の議論にそれを加えながら、新しくこのニーズには応じていくべきだが、運用を少し見直し、誰にでも一律加算するのは別の方法がないかを議論するという流れになるのか、それとも、b 加算そのものを廃止してその後他の措置を議論するという流れになるのか。bの方法では問題があるのではないかという危惧がある。12月中までにどのような議論をどのように準備したらいいのか。

⑧ (⑦の意見を受けて、委員長が発言) まず加算を廃止してその後の対応を考えるという議論ではないと思う。もし、議論の結果、加算を廃止するとすれば、当然、別のこういうものが必要だという議論になる。例えば、③の意見のように、相対比較を行った結果、金額だけの

問題では加算に合理性がないとする。しかし、もともと加算の意味やいろいろな実態を考えれば、例えばこういうニーズがある世帯は当然存在するということになる。

まず加算をなくそうという議論をここでしようというわけではないので、いろいろな御意見をうかがいたい。つまり、12月にやるかどうかは別であるが、仮に加算としてはなくしてもいいという結論に達したとしても、それは代わりにこういう仕組みを設けるということ、セットで出さざるを得ないと思う。

中間取りまとめにおいて、例えば相対比較だけでいえば必ずしも妥当性があるとはいえないというようなことを言ったとしても、しかし、現実にはこういう問題があるというような言い方もできる。まず加算を外そうということをすべてに優先して議論するというのではないと理解している。

(附) 第5回会議においては、老齢加算について、次のような意見及びその他の意見が出された。(乙A10の9)

① 加算の必要性、妥当性については、前回の会議の説明資料では一般低所得世帯の消費水準と比較してどうかという議論だったが、それだけでなく実際の保護世帯の消費構造や生活構造から検証してみるということも必要ではないかと考える。というのは、専門委員会で最初に報告された調査報告をみると、特に母子世帯や老齢世帯の生活実態が今の状況でも大変であるというのがとても如実に表れていて、そこから加算を引いたら本当にどうなるのかというイメージを持った。そういう意味から、立証の仕方として、第1類費、第2類費で実際にどう暮らしているのかということからみていかないと、大きな問題を見落としてしまうのではないかという感じがする。

② 加算について確かに70歳を過ぎてから突然支出がどんと増えるこ

とはあり得ない。むしろ、もともと単身の基準が実感として非常に低いのではないかと現場の中で感じている。あと長期で保護を受けていると目減り分があるので、結果的には、70歳になってようやくごほうび的な形で加算が付くという感じになっている。であるから、加算が70歳になってどっと上がるというのは不自然といえば不自然であるが、その一方で60歳からずっとトータルでみていると、この加算の合理性というのはそれなりにあると思っている。むしろ、70歳を過ぎてから加算を付けるという形ではなくて、高齢者世帯、特に生活保護世帯の中で圧倒的に多い単身世帯の基準をどういうふうに考えるかという視点で加算を考えた方が適切ではないかと思う。

③ (委員長が発言) ②で言われたように、加算だけ議論すると、加算を付けるか付けないかという議論になってしまうので、今回、全体の最低生活保障体系そのものをまず俎上に載せて、その中の生活扶助のところを議論している。生活扶助本体の方をどう考えるかによって、加算の持ってくる意味も大分変わってくる。

高齢者世帯は圧倒的多数が単身であり、単身世帯をどう扱うかによっても高齢者世帯の問題は大きく変わる。単身世帯はかなり異質の生活構造・家計消費をするわけなので、標準世帯を今のように3人世帯にだけ置くのではなく、単身と3人世帯の二つに置くとか、単身とカップルと3人世帯の三つに置けば大分変わってくる。

④ 都道府県の現場の意見としては、老齢加算の場合、廃止又は引き下げが妥当であるというのが7割台で、現行のままでよいという意見はなかった。したがって、老齢加算については批判の声が大きいのではないかと思う。ただ、老齢加算を廃止する場合でも、経緯のある話なので、老齢加算の目的である特別の事情について必要性がないという説明責任があるのではないか、また、もし老齢加算を廃止ではなくて

引き下げるという場合は、廃止して一時扶助で対応するとか、年金受給者のみに支給するなどといった方法もあるという意見があった。

⑤ 今の加算がどういう意味をもつかというと、イメージ的には最低生活費プラスアルファのイメージを持ちがちだと思う。しかし、今の加算の位置付けというのは、加算を加えて最低の基礎的なニーズを満たすものだと思う。プラスアルファではなくて、絶対必要な、それがないと最低生活以下になってしまうものだという位置付けだということ、ちょっと全体で議論をしたい。

⑥ (⑤の意見に対して、委員長が発言) そうなると加算である必要がなくならないか、加算があって初めて最低限だということになると、母子や老人の世帯類型を作ればよいのではないか。

⑦ 加算も今回の見直しの中でかなり重要な部分なので議論が集中するのはやむを得ないと思う。ただ、最初から加算ありきというのは、この委員会をやった意味がないのでやめた方がよいと思う。

最低生活の保障というものは、国が公費を使って支給する合理的な判断基準ということだから、実態生活に近いものに最低生活の保障ができるようにするというのが当然であるが、相対的に合理的な基準だということ以外の割り切りしかないと思う。そういう中で考えてみたときに、低所得者の生活需要というものを一般需要と特別需要と分けた場合に、加算イコール特別需要と、そういう時代もあったかもしれないが、今日では果たしてどうなのかということが問われているのではないか。やはり、生活扶助というのは一般需要で、それに対して各種の他の扶助が特別需要に対応するものという体系になっているはずである。

もしかしたら世帯類型別に障害、老人、母子というような形ではなくて、他の扶助をうまく組み合わせを狙ってできるということも十分

考えられると思う。

カ 財務省の財政制度等審議会財政制度分科会は、平成15年11月26日、財務大臣あてに、「平成16年度予算の編成等に関する建議」を提出した。その中では、生活保護について前記アの建議と同様の問題意識が述べられた上で、「制度・運営の両面にわたる多角的かつ抜本的な改革」として、「まず、被保護者の属性に着目して一律に適用される加算については、一般世帯との均衡がとれていないことから、必要性について検証した上で、見直すことが必要である。」「特に、原則70歳以上の高齢者に上乘せされる老齢加算（17,930円 1級地-1）は福祉年金創設との関係から昭和35年に創設されたが、70歳未満受給者との公平性、加齢に伴い減少する高齢者の消費実態等からみて、廃止することが適当である。」と述べられていた。（甲A104）

キ 専門委員会は、平成15年12月2日の第6回会議において、事務局作成の「生活保護制度の在り方についての中間取りまとめ（案）」について、以下のとおり議論した（12名の委員中9名が出席）。（乙A10の11, 12）

ク 上記案における老齢加算に関する記述は、次のとおりであった。

「○ 単身無職の一般低所得高齢者世帯の消費支出額について、70歳以上の者と60歳～69歳の者との間で比較すると、前者の消費支出額の方が少ないことが認められる。

○ したがって、消費支出額全体でみた場合には、70歳以上の高齢者について、現行の老齢加算に相当するだけの特別な需要があるとは認められないため、廃止の方向で見直すべきである。

また、見直しに当たっては、次の点について考慮すべきとの意見があった。

・ 高齢者世帯の社会的費用については一定の需要があると認めら

れるので、生活保護基準の体系の中でその点に配慮すること

- ・ 年金受給者と非受給者とを区別して取り扱うことについて検討すること
- ・ 被保護世帯の生活水準が急に低下することのないよう、激変緩和の措置を講じるべきこと」

ク 前記クのアの老齢加算に関する記述について、まず、次のような意見及びその他の意見が出された。

① 老齢加算の額がちょっと高すぎるという議論ぐらいまでは今までの専門委員会の議論でも可能かと思われるが、老齢によるニーズそのものがなくて加算を廃止してもよいという結論になるのかがとても疑問である。今までは廃止を明言したということでは議論してこなかったから、廃止を明言する限りは、そこから起きてくる問題をもう少しちゃんと議論して、本当に問題がないという議論の上でないと廃止ということが軽々に言えないのではないか。

② この間の議論は、確かに老齢加算の付いている世帯について、他の一般低所得世帯と比べて、若干基準が高いということは言われてきたが、老齢加算そのものを廃止してというところまで意見として集約するだけの議論をしたかどうか。

③ 老齢加算の廃止をするならばそれに当たる代替措置をという形で議論が進められたと記憶しているので、そのように表現上変えた方が専門委員会の中では一番適当ではないかと考える。

ク 前記クイの意見を受けて、委員長は、「今、付いている金額を廃止するというのは、非常にやりにくいことですし、できれば避けたいという気持ちは私もあります。そしてまた当然中間取りまとめですから、この委員会である程度……議論した結果を記述するというのが基本ではあると思うんです。」「しかし、いつまでもわからないと言っていられない

のと、加算という性格上、……例えば特別需要を加算のような形で付けて、生活保護の内部に取り込んで膨らませていくという考え方で、例えば……特別の需要というのはむしろ生活保護の外で児童扶養手当とか、そういうような外の制度ともっとリンクさせて、その収入の何割かはむしろ認定から外すという考え方……もあると思います。」「貧困の翼という問題からいうと、……生活保護に入ると何もかも付いてくるのに、出てしまうと何もなくなってしまふという、もしかすると加算をあまり積み上げていきますと、そうなる可能性も実はあるという気もちよっつしているんです。」「これは、だから老齢加算、母子加算は廃止してもいいかどうかという極論に走るつもりはありませんが、保護基準は相对比较ですから、……妥当かどうかということ判断しにくいとは思っています。」「……やはり加算が一つの若干の余裕部分として家計の回転になめらかな感じになっているのかなという感じももちろんするわけです。」「最低生活費の考え方の中に、加算でそれをするのか、もっと別の資産とか、そういうものとしてそれをしていくべきなのかというのは、制度全体の考え方ともかかわってくると思いますので、その方もにらみながら、何らかの中間的な結論を、皆さんの納得いく表現で出しておきたいと思います。」などと述べた。

(三) その後、次のような意見及びその他の意見が出された。

① これはデータも出してかなり議論したところで、やはり生活扶助の加算について議論していた。医療扶助が必要であればそれを申請しなければならぬ。医療扶助が入っているからという議論をしてしまうと、生活扶助と医療扶助の体系はどうなのかという議論となり、生活扶助と他の扶助との関係、全体の生活の体系の中で低所得者を支援していくのである。だからそれをすべて加算でという従来の考え方が古くなっているのではないかと議論はしていたと思う。今まで議論

したことを元に戻して、出だしに戻るわけにはいかない。

② ①の意見は確かにそうである。加算という制度的な体系を使わずに、例えば生活扶助という中であれば第1類費の中に反映させるとか、他の扶助の中で反映できるとか、そういう形の仕分けをしながらやっていくということでは話が進んでいると思う。だから廃止ということがすべてなくなるということではなくて、内容を精査して、それぞれ必要なところに実質的にそれを還元するような制度的な仕組みにやっていくという形の整理でもらえばいいのではないかと思う。

③ (委員長が発言) 年齢別の消費支出の全体の動向を少し見ながら、その刻み等に今後少し色々な工夫を加えて、高齢者、特に70歳以上の高齢の生活保護の利用者、あるいは高齢者に対する貧困基準としての生活保護基準が現在より大幅に下回るということはもちろんないような、色々な工夫、そして、実態からそれほどずれないというような工夫はもちろんしなければならぬと思う。

④ 前記(ア)の「高齢者世帯の社会的費用については一定の需要があると認められるので、生活保護基準の体系の中でその点に配慮すること」という文章は本文の中に挙げて、例えば今までの老齢加算の考え方に沿った需要は確かに検証されなかったが、一方で社会的費用には一定の需要があるのではないかとということも議論され、そういった部分も含めて生活保護体系の中で見直すべきであるというような文言の工夫をしてもらいたい。

⑤ 高齢者の社会参加が加算が取れたことによってできなくなることがないような配慮をするという意味で、前記(ア)の「○ したがって」以下の文章と「高齢者世帯の社会的費用については一定の需要があると認められるので、生活保護基準の体系の中でその点に配慮すること」を「ただし」という形で一体のものにする、前記(ア)の激変緩和に

については「〇」で始まる項目として、もし色々なことをするときはいずれも考慮するというふうにした方が整理しやすい。

(イ) 前記(イ)から(ロ)までの議論の中で、個別の高齢者の特別需要あるいは社会的費用について、第1類費の中に加える、あるいは一時扶助に加えるなどの可能性が指摘されているところであるが、事務局は、この点について、要旨次のとおり述べた。

上記の点については、必ずしも重要な意見の集約がされなかったと考えて、「高齢者世帯の社会的費用については一定の需要があると認められるので、生活保護基準の体系の中でその点に配慮すること」という表現にした。まだ具体的にこういうふうにするということは決めていないが、専門委員会の議論の結果を踏まえて、扶助基準の全体体系の中でも適切な対応、見直しをしたいと考えている。

(ロ) 以上の議論を踏まえて、前記「生活保護制度の在り方についての中間取りまとめ(案)」について、事務局と委員長が前記(イ)のとおり指摘された文言を修正して、議論があるところは検討課題という表現にすること、その他にも文言について委員長が気づいた点を修正して、委員が確認し、それをもって中間取りまとめとすることが合意された。

ク 専門委員会は、平成15年12月16日、「生活保護制度の在り方についての中間取りまとめ」(以下「中間取りまとめ」という。)を発表した。中間取りまとめにおける高齢加算に関する記述は、次のとおりである。(乙A1。以下「本件記述」という。前記キ(ア)の案に付加された文言に下線を引き、削除された文言を二重線で抹消する。)

「〇 単身無職の一般低所得高齢者世帯の消費支出額について、70歳以上の者と60歳～69歳の者との間で比較すると、前者の消費支出額の方が少ないことが認められる。

〇 したがって、消費支出額全体でみた場合には、70歳以上の高齢者

について、現行の老齢加算に相当するだけの特別な需要があるとは認められないため、加算そのものについては廃止の方向で見直すべきである。また、~~見直しに当たっては、次の点について考慮すべきとの意見があった。~~

~~ただし、高齢者世帯の社会生活に必要な費用に配慮して社会的費用については一定の需要があると認められるので、生活保護基準の体系の中で高齢者世帯の最低生活水準が維持されるよう引き続き検討する必要がある。その点に配慮すること~~
~~年金受給者と非受給者とを区別して取り扱うことについて検討すること~~

〇 また、被保護世帯の生活水準が急に低下することのないよう、激変緩和の措置を講じるべきである。

ケ 厚生労働省の社会保障審議会は、中間取りまとめが発表された平成15年12月16日の第7回福祉部会において、中間取りまとめについて議論した。その際、老齢加算については次のような意見及びその他の意見が出された。また、一部の委員から平成16年度予算の中での老齢加算の取扱いはどのようになっているのかとの質問があったが、保護課長は、中間取りまとめを受けて、今後予算の中でどのようにしていくか検討していくと答えたのみであった。(甲A173、乙A40)

(ア) 基本的には老齢加算については廃止の方向で見直すべきだという結論であるが、ただし書のところでは、高齢者世帯の社会生活に必要な費用に配慮して、生活保護基準の体系の中で最低生活が維持できるように引き続き検討する必要があるとされており、これは第1類費、第2類費の比率の問題、あるいは単身世帯の見直しというような全体の中で老齢加算をどのように取り扱うか検討するという趣旨だと認識している。老齢加算について廃止という方向で見直す場合には、生活保護基準全体の体

系の中でどのように見直すかを考えるべきである。

そのように考えた場合、来年度の予算の中で、老齢加算だけを先行して廃止するべきではない。そうなればまさに財政のつじつま合わせのために老齢加算だけ削ったということになりかねないので、やはり生活保護全体の基準の在り方、体系の中での見直しとして整理すべきである。

中間取りまとめの中でも、これを見直すに当たって緩和措置が必要だという配慮について記載がされており、そういう観点からこの問題は対応すべきである。

(イ) 中間取りまとめの案は、全国の現場の意見がおおむね反映された形になっていると理解している。

生活扶助基準、そして改定の時期等については、厚生労働大臣が適切に決定するものと理解している。その上で、今回の生活扶助基準の見直し、特に老齢加算の廃止については、単に廃止するだけでなく、高齢者が社会で孤立しないために、社会参加に使われる費用自体は必要なので、そういったものを生活扶助基準の中にも含めるなど、何らかの形で認めるように、引き続き御検討いただきたい。

(ウ) 老齢加算については、特別の需要が認められないことから、廃止の方向で見直すとした点は妥当な判断である。廃止した場合に、個別に需要に応じて別途加算する、あるいは生活扶助本体へ一定額を組み込む等の考え方がありに聞いているが、その場合でも認定される金額は極力圧縮する方向で検討すべきではないか。

ロ 財務省は、平成15年12月20日、平成16年度予算の財務省原案を内示した。同原案には、老齢加算を3年間かけて段階的に廃止すること、具体的には、1級地の居宅で生活する70歳以上の者の老齢加算の額を従前の1万7930円から9670円に減額することなどが盛り込まれた。(甲A107、弁論の全趣旨)

内閣は、平成15年12月24日、上記の内容を含む平成16年度予算案を閣議決定した。(甲A107、弁論の全趣旨)

(3) 老齢加算の減額及び廃止

ア 厚生労働大臣は、平成16年3月25日、保護基準を改定し、老齢加算を減額した。具体的には、1級地の居宅で生活する70歳以上の者の老齢加算の額は、従前の1万7930円から8260円減額され、9670円となった。(平成16年厚生労働省告示第130号。以下「平成16年告示」という。)

イ 厚生労働大臣は、平成17年3月31日、保護基準を改定し、老齢加算を減額した。具体的には、1級地の居宅で生活する70歳以上の者の老齢加算の額は、5910円減額され、3760円となった。(平成17年厚生労働省告示第193号)

ウ 厚生労働大臣は、平成18年3月31日、保護基準を改定し、老齢加算を廃止した(平成18年厚生労働省告示第315号。以下「平成18年告示」という。)

(4) 老齢加算の減額及び廃止後の経過

ア 専門委員会は、平成16年12月15日、「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書」を発表した。同報告書には、老齢加算に関する記述としては、「老齢加算については、既に中間取りまとめにおいてその廃止の方向での見直しを提言したところである」というものがあるのみである。(甲A9)

イ 中間取りまとめにおける本件記述のうち、「ただし、高齢者世帯の社会生活に必要な費用に配慮して、生活保護基準の体系の中で高齢者世帯の最低生活水準が維持されるよう引き続き検討する必要がある。」との部分(以下「本件ただし書」という。)については、少なくとも平成22年2月15日までの間、厚生労働省内において検討されていない(被控訴人の同日

付け「求釈明事項に対する回答」と題する書面3項)。

3 保護基準の不利益変更に基づく保護の不利益変更についての違法性判断の枠組み

(1) 保護基準の不利益変更に基づく保護の不利益変更と生活保護法56条

別紙2平成16年処分一覧表及び別紙3平成18年処分一覧表の「処分行政庁」欄記載の各処分行政庁が「処分の名宛人」欄記載の各被保護者に対して「処分日」欄記載の各年月日付けでした生活保護法25条2項に基づく保護変更決定のうち、上記各別紙の「金額」欄記載の各金額を減額する部分(以下「本件各決定」と総称する。)は、平成16年告示及び平成18年告示によって保護基準が改定され、年齢加算が減額又は廃止されたこと(以下「本件保護基準の改定」という。)に基づくものである。

生活保護法の規定に基づき要保護者又は被保護者が国から生活保護を受けるのは、単なる国の恩恵ないし社会政策の実施に伴う反射的利益ではなく、法的権利であって、保護受給権とも称すべきものと解すべきである(最高裁昭和42年5月24日大法廷判決・民集21巻5号1043頁参照)。そして、法56条が、被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を不利益に変更されることがないと定める趣旨は、一度保護の実施機関が被保護者に対し保護を決定したならば、法に定める事情の変更の場合に被保護者が該当し、かつ、保護の実施機関が法に定める変更の手續を正規にとらないうちは、被保護者は、その決定された内容において保護を実施することを請求する具体的権利を有するというにありと解すべきである。

以上のような法56条の趣旨にかんがみれば、保護基準の改定に基づいて既に決定された保護を不利益に変更される被保護者との関係においては、単に保護基準が改定されたというだけでは、同条にいう「正当な理由」があるものと解することはできず、その保護基準の改定(不利益変更)そのものに「正当な理由」がない限り、これに基づく保護の不利益変更は同条に反し違

法となるものと解するのが相当である。

なお、保護基準の改定に基づいて既に決定された保護を不利益に変更されるのではなく、改定前の保護基準によれば将来一定の保護を受けることが期待されたが、保護基準の改定によって上記期待が実現されなくなったということとどまる被保護者や、現に保護を受けていない要保護者との関係においては、法56条の適用が問題となる余地はない。

(2) 保護基準の不利益変更に関する「正当な理由」の判断基準

そもそも、保護基準は憲法25条1項にいう「健康で文化的な最低限度の生活」を維持するに足りるものでなければならない。そうであるところ、「健康で文化的な最低限度の生活」というのは極めて抽象的・相対的な概念であって、その具体的内容は、その時々における文化の発達程度、経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきものであるとともに、これを行政過程において具体化するに当たっては、国の財政事情を無視することができず、また、多方面にわたる複雑多様な、しかも高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするものである。したがって、保護基準の設定は厚生労働大臣の合目的な裁量にゆだねられており、現実の生活条件を無視して著しく低い基準を設定する等憲法及び生活保護法の趣旨・目的に反し、法律によって与えられた裁量権の限界を超えた場合又は裁量権を濫用した場合のみ違法となると解される(前掲最高裁昭和42年5月24日大法廷判決参照)。以上のように、保護基準の設定が厚生労働大臣の裁量にゆだねられていることからすると、保護基準の改定も、一定程度厚生労働大臣の裁量にゆだねられていると解するのが相当である。

したがって、保護基準の不利益変更に関する「正当な理由」の有無を判断するに当たっては、保護基準の不利益変更についての厚生労働大臣の判断が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判

断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の逸脱又は濫用として「正当な理由」のない不利益変更当たるものと解するのが相当である。

4 本件保護基準の改定が「正当な理由」のない不利益変更当たるか

(1) 以上を前提に本件について検討するに、前記1、2の事実によれば、以下の点を指摘することができる。

ア 老齢加算の廃止によって、老齢加算の他に加算がない1級地-2の居宅で生活する70歳以上の者の生活扶助の支給額は、単身世帯においては約19.8%減額されることとなった。

イ 本件保護基準の改定についての厚生労働大臣の判断は、専門委員会による中間取りまとめ中の本件記述を前提としている。そこで、本件記述ができた過程をみると、特別集計等を前提に老齢加算は廃止すべきであるという意見が出される一方、相対的な比較だけではなく、絶対的に保障されるべき水準があるのではないか、高齢者の社会参加に要する費用を考慮すべきではないか、単身者の保護基準が低い現状で老齢加算によって非常に助かっている面もある、高齢者の需要について加算という制度を使わずに第1類費の中に反映させるなどの可能性もあるといった旨の意見等も出された。その結果、本件記述は、当初の事務局案から次のとおり変更された。

① 「廃止の方向で見直すべきである。」という文言の前に「加算そのものについては」という文言が付加された。

② 高齢者の社会生活に必要な費用への配慮が、「見直しに当たっては、次の点について考慮すべきとの意見があった。」という一部委員の意見という位置付け（事務局は、必ずしも重要な意見の集約がされなかったとの認識から、このように位置付けていた。）から、「加算そのものについては廃止の方向で見直すべきである。」との本文の直後のただし書

（本件ただし書）という位置付けに変わった上、「高齢者世帯の最低生活水準の維持」という観点が明記された。

③ 激変緩和措置も、②と同様に一部委員の意見という位置付けから、「加算そのものについては廃止の方向で見直すべきである。」との項目と並列した一項目という位置付けに変わった上、単なる考慮事項から、「激変緩和の措置を講じるべきである。」というより強い表現に変わった。

以上の経過に照らすと、本件記述のうち、本件ただし書、及び「被保護世帯の生活水準が急に低下することのないよう、激変緩和の措置を講じるべきである。」との部分は、老齢加算の廃止という方向性と並んで重要な事項であるというべきである。

ウ 厚生労働省は、中間取りまとめが発表された平成15年12月16日の時点で、老齢加算については、中間取りまとめを受けて、今後予算の中でどのようにしていくか検討していくとの立場を示していた（前記2(2)ケ）。ところが、そのわずか4日後には、老齢加算を3年間かけて段階的に廃止すること、具体的には、まず1級地の居宅で生活する70歳以上の者の老齢加算の額を従前の1万7930円から9670円に減額することなどを含む平成16年度予算の財務省原案が内示された。前記2(2)エからコまでの事実経過に照らせば、厚生労働大臣は、遅くともこのとき（平成15年12月20日）までには、本件保護基準の改定を実質的に決定したものである。

しかるに、この決定の過程において、本件ただし書の内容については何ら検討されなかった。また、激変緩和措置については、中間取りまとめについての議論の経過（前記2(2)オ、キからケまで）に照らせば、それが直ちに単なる段階的廃止を意味するとは限らず、何らかの代替措置を意味すると考える余地もあるほか、代替措置を執らないとしても、期間や1年ごとの削減幅については慎重な検討が求められるところである。ところが、

激変緩和措置の決定の過程等をみると、(当裁判所は、その検討の経過及び内容を具体的に主張立証するよう求めたものであるが)「行政において、激変緩和措置を講ずる場合には、2年から数年程度の期間を置く例が多いところ、……老齢加算廃止という要請と激変緩和という要請や、他の予算全体の配分等を考慮して」上記の内容が決定されたというのである(被控訴人の平成22年4月28日付け「求釈明事項に対する回答(その2)」と題する書面6頁、8頁)。そして、既に老齢加算を前提とする保護を受けている被保護者が老齢加算の廃止によって被る不利益等が具体的に検討された上で、代替措置を執らないこと、3年という期間及び1年ごとの削減幅が決定されたという形跡はない(なお、激変緩和措置の具体的内容の決定に当たっては、「他の予算全体の配分等」が考慮されたという。確かに、このような事項は考慮の対象となり得るが、前判示のとおり、既に老齢加算を前提とする保護を受けている被保護者はそれを前提とする具体的な法的権利を有しているのであるから、法56条の趣旨にかんがみて、上記事項を過大に評価するのは相当でない。)

エ なお、専門委員会が設置された前の月である平成15年6月には、財務省の審議会が、老齢加算は、高齢者の消費は加齢に伴い減少する傾向にあること等から見て、廃止に向けた検討が必要であると考えられる旨の記載を含む建議を提出し、内閣も、老齢加算等の見直しが必要であるとの内容を含む閣議決定をしていた。また、中間取りまとめについて議論された専門委員会の第6回会議の前の同年11月には、財務省の審議会が、老齢加算は、加齢に伴い減少する高齢者の消費実態等からみて、廃止することが適当である旨の(同年6月の建議よりも強い表現である。)
「平成16年度予算の編成等に関する建議」を提出していた。

(2) 前記(1)の諸事情によれば、老齢加算の廃止は既に老齢加算を前提とする保護を受けている被保護者にとっては支給額の相当程度の減額を意味するとこ

ろ、本件記述のうち老齢加算の廃止という方向性と並んで重要な事項である本件ただし書の内容について何ら検討せず、同じく重要な事項である激変緩和措置について十分検討することなく、中間取りまとめが老齢加算を廃止の方向で見直すべきであるとしたことなどの理由で行われた本件保護基準の改定は、考慮すべき事項を十分考慮しておらず、又は考慮した事項に対する評価が明らかに合理性を欠き、その結果、社会通念に照らし著しく妥当性を欠いたものといえることができる。したがって、本件保護基準の改定は、裁量権の逸脱又は濫用として「正当な理由」のない保護基準の不利益変更にあたるというべきである。

5 本件各決定は、本件保護基準の改定に基づく保護の不利益変更であるところ、本件保護基準の改定は「正当な理由」のない保護基準の不利益変更であるから、本件各決定は法56条に反し違法となる。

第4 結論

したがって、控訴人らの請求はいずれも理由がある。

よって、原判決を取り消し、控訴人らの請求をいずれも認容することとして、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 古 賀 寛

裁判官 川 野 雅 樹

裁判官 齋 藤 毅

控訴人	処分の名宛人	処分行政庁	処分日	金額
		門司福祉事務所	平成16年4月1日	8,260
		門司福祉事務所	平成16年4月1日	8,260
		門司福祉事務所	平成16年3月19日	8,260
		戸畑福祉事務所	平成16年3月18日	16,520
		戸畑福祉事務所	平成16年3月10日	8,260
		戸畑福祉事務所	平成16年3月10日	8,260
		戸畑福祉事務所	平成16年3月10日	8,260
		戸畑福祉事務所	平成16年3月10日	8,260
		八幡東福祉事務所	平成16年3月26日	16,520
		八幡東福祉事務所	平成16年3月26日	8,260
		八幡東福祉事務所	平成16年3月26日	8,260
		八幡東福祉事務所	平成16年3月26日	8,260
		八幡東福祉事務所	平成16年3月26日	8,260
		八幡東福祉事務所	平成16年3月26日	8,260
		八幡東福祉事務所	平成16年3月26日	8,260
		八幡東福祉事務所	平成16年3月26日	6,880
		八幡東福祉事務所	平成16年3月29日	8,260
		八幡西福祉事務所	平成16年3月22日	8,260
		八幡西福祉事務所	平成16年3月22日	8,260
		八幡西福祉事務所	平成16年4月1日	8,260
		八幡西福祉事務所	平成16年3月29日	16,520
		八幡西福祉事務所	平成16年3月22日	8,260
		八幡西福祉事務所	平成16年3月22日	8,260
		八幡西福祉事務所	平成16年3月22日	8,260

控訴人	処分の名宛人	処分行政庁	処分日	金額
		門司福祉事務所	平成18年3月22日	3,760
		門司福祉事務所	平成18年3月22日	3,760
		門司福祉事務所	平成18年3月22日	3,760
		門司福祉事務所	平成18年3月22日	3,760
		門司福祉事務所	平成18年3月22日	3,760
		小倉北福祉事務所	平成18年4月1日	3,760
		小倉北福祉事務所	平成18年3月24日	7,520
		小倉北福祉事務所	平成18年4月1日	3,760
		若松福祉事務所	平成18年3月27日	3,760
		若松福祉事務所	平成18年3月27日	3,760
		戸畑福祉事務所	平成18年4月1日	7,520
		戸畑福祉事務所	平成18年4月1日	3,760
		戸畑福祉事務所	平成18年4月1日	3,760
		戸畑福祉事務所	平成18年4月1日	3,130
		戸畑福祉事務所	平成18年4月1日	3,760
		戸畑福祉事務所	平成18年4月1日	3,760
		八幡東福祉事務所	平成18年3月20日	7,520
		八幡東福祉事務所	平成18年3月20日	3,760
		八幡東福祉事務所	平成18年3月20日	3,760
		八幡東福祉事務所	平成18年3月20日	3,760
		八幡東福祉事務所	平成18年3月20日	3,760
		八幡東福祉事務所	平成18年3月20日	3,760
		八幡東福祉事務所	平成18年3月20日	6,890
		八幡東福祉事務所	平成18年3月20日	3,760
		八幡東福祉事務所	平成18年3月20日	3,760
		八幡東福祉事務所	平成18年3月20日	3,760
		八幡西福祉事務所	平成18年3月14日	3,760
		八幡西福祉事務所	平成18年3月14日	3,760
		八幡西福祉事務所	平成18年3月14日	3,760
		八幡西福祉事務所	平成18年3月14日	3,760
		八幡西福祉事務所	平成18年3月14日	7,520
		八幡西福祉事務所	平成18年3月14日	3,760
		八幡西福祉事務所	平成18年3月14日	3,760
		八幡西福祉事務所	平成18年3月14日	3,760